

# 告 示

埼玉県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一外七筆

（変更後）ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

## ハ 変更年月日

平成十六年十一月十三日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年六月九日

## 三 縦覧期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十三年十月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課